

フリーランス取引適正化室

フリーランス取引適正化室とは

フリーランス取引適正化室は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」といいます。）に関する業務を担当しています。

公正取引委員会は、令和6年11月のフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後、令和8年1月までに6件の勧告・公表を行っており、当室では、このような違反被疑行為を行っている事業者に対する調査・措置などの法執行業務のほか、法執行等における法解釈や法施行後3年を目途とした見直しの検討、ガイドラインの策定などの企画立案業務、同法に対する認知度及び理解度向上のための普及啓発業務、相談対応等業務などを行っています。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は施行から間もない法律です。新しい法律の運用に興味をお持ちの方は、是非、フリーランス取引適正化室での業務を御検討ください！

フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章違反事件の処理手順

